

島根原子力発電所2号炉 放射性固体廃棄物の固化材の変更について (コメント回答)

令和元年7月
中国電力株式会社

番号	審査会合日	コメント要旨	回答頁
1	令和元年 5月30日	放射性固体廃棄物の固化材の変更に伴い、処理、貯蔵経路を見直すにもかかわらず、各設備の位置づけに変更はないとしていること の考え方等について整理して説明すること。	2～3

1. 審査会合での指摘事項に対する回答 (No.1)

2

■ 指摘事項 (審査会合 令和元年5月30日)

放射性固体廃棄物の固化材の変更に伴い、処理、貯蔵経路を見直すにもかかわらず、各設備の位置づけに変更はないとしていることの方等について整理して説明すること。

■ 回答

原子炉浄化系及び燃料プール冷却系の使用済樹脂及びフィルタ・スラッジは、処分施設の廃棄体に係る技術上の基準が検討されている状況であること、復水系、液体廃棄物処理系の使用済樹脂及びフィルタ・スラッジは、減容の観点から全量焼却処理していることから、これらについてセメント固化処理の成立性確認は実施していない。従って、今回の固化材変更にあたっては、ドラム詰装置による処理経路を図1のとおり削除する。

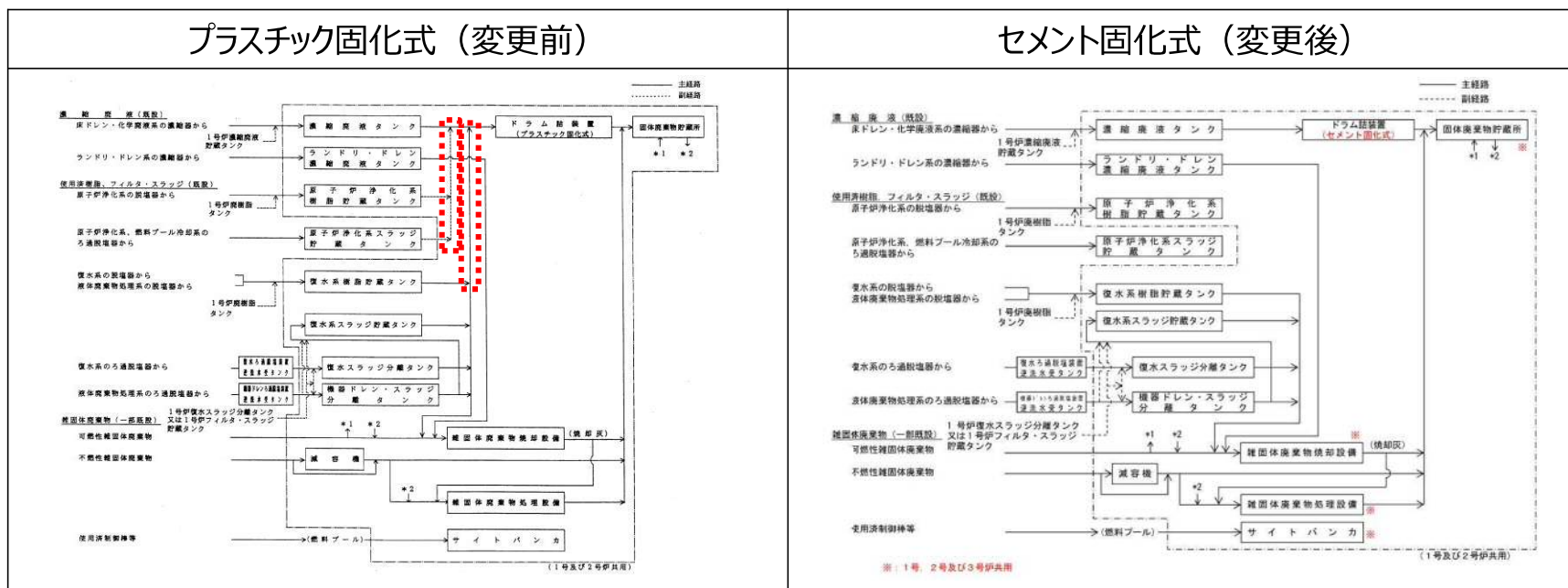


図1 固体廃棄物処理系統概要図 (変更前後)

1. 審査会合での指摘事項に対する回答 (No.1)

■ 回答 (つづき)

原子炉浄化系及び燃料プール冷却系の使用済樹脂及びフィルタ・スラッジについては、放射能濃度が比較的高く、処理方法及び処分施設の検討がなされているところであるため、「原子炉等規制法第51条の2に基づき廃棄の事業の許可を受けた者の中深度処分施設」への搬出が必要となる時期までに、処分施設の設計に応じて処理方法を確立し、処理設備を設置する。

このことから、原子炉浄化系樹脂貯蔵タンク、原子炉浄化系スラッジ貯蔵タンクは、固体廃棄物貯蔵設備としての位置づけに変更はない。

なお、原子炉浄化系及び燃料プール冷却系の使用済樹脂及びフィルタ・スラッジは、処理設備を設置するまで貯蔵タンクにおいて貯蔵する必要があるが、図2、3のとおり、タンク容量には余裕があり、当面の間、貯蔵することが可能である。

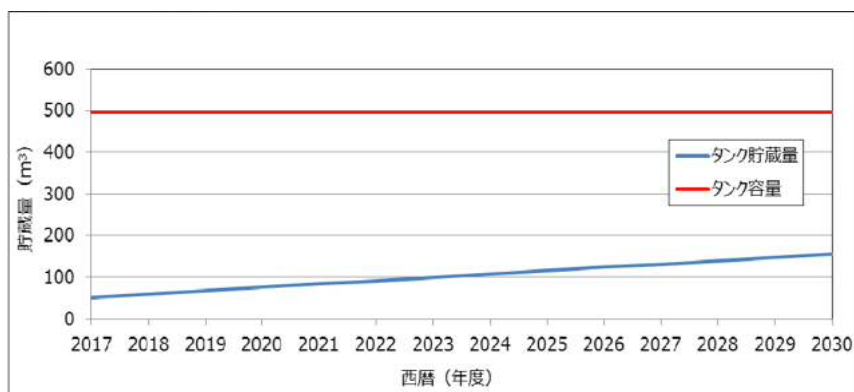


図2 原子炉浄化系樹脂貯蔵タンクの貯蔵量推移予測

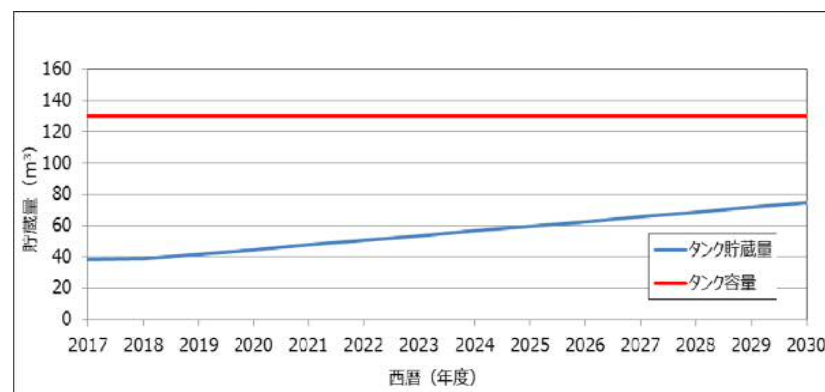


図3 原子炉浄化系スラッジ貯蔵タンクの貯蔵量推移予測